厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

第１６回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会 令和８年１１月４日	資料 １－１

恒久定員内への地域枠の設置について

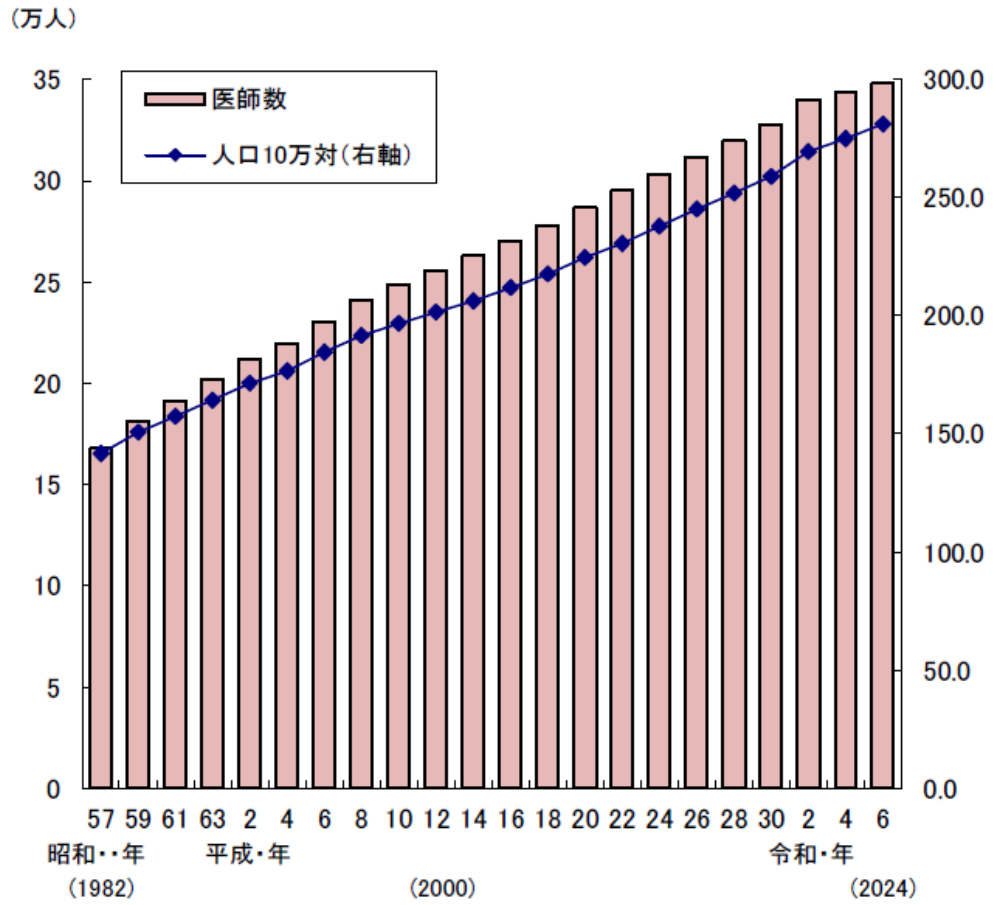
厚生労働省 医政局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医師数の年次推移

各年12月31日現在

	医師数（人）	増減率（%）	人口10万対
昭和 57 年 (1982)	167 952	…	141.5
59 ('84)	181 101	7.8	150.6
61 ('86)	191 346	5.7	157.3
63 ('88)	201 658	5.4	164.2
平成 2 年 ('90)	211 797	5.0	171.3
4 ('92)	219 704	3.7	176.5
6 ('94)	230 519	4.9	184.4
8 ('96)	240 908	4.5	191.4
10 ('98)	248 611	3.2	196.6
12 (2000)	255 792	2.9	201.5
14 ('02)	262 687	2.7	206.1
16 ('04)	270 371	2.9	211.7
18 ('06)	277 927	2.8	217.5
20 ('08)	286 699	3.2	224.5
22 ('10)	295 049	2.9	230.4
24 ('12)	303 268	2.8	237.8
26 ('14)	311 205	2.6	244.9
28 ('16)	319 480	2.7	251.7
30 ('18)	327 210	2.4	258.8
令和 2 年 ('20)	339 623	3.8	269.2
4 ('22)	343 275	1.1	274.7
6 ('24)	347 772	1.3	280.9



出典：令和６(2024)年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況（結果の概要）
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/24/dl/R06_kekka-0.pdf

地域枠及び地元出身者枠の概要

第８回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ
令和４年１０月１２日
資料１
一部改

（１）地域枠及び地元出身者枠の概要

○ 大学が、卒後に特定の地域や診療科で診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、他の入学者と区別して選抜を行う仕組み。（一般入学者から募集する等の方法も一部あり）

○ 平成20年度以降、地域枠等を中心に医学部定員数を暫定的に増加し、令和元年度には9,420人に達した。令和９年度の医学部総定員は、令和７年度の医学部総定員数（9,393人）に対して、地域の実情等に配慮しながらも、全体として削減が図られるよう、臨時定員数の設定を行うこととしている。

現在の枠組みの概要（令和４年～）

※１）臨時定員の設置にあたっては、地域枠の定義を満たしている必要がある

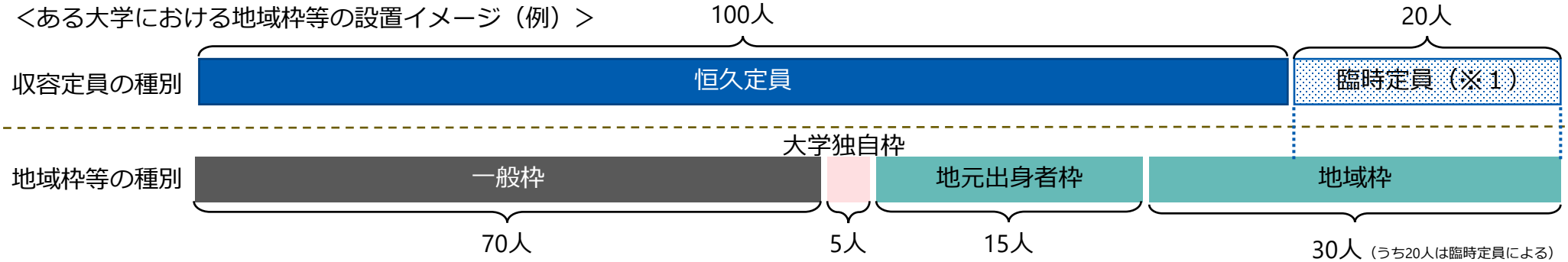
都道府県と大学が連携した枠

地域枠
①地元出身者もしくは全国より選抜
②別枠方式で選抜
③従事要件あり　等

地元出身者枠
①地元出身者より選抜
②選抜方法は問わない
③従事要件は問わない　等

大学独自枠
①対象は問わない
②選抜方法は問わない
③従事要件は問わない　等

＜ある大学における地域枠等の設置イメージ（例）＞



（２）地域枠及び地元出身者枠の要請権限

○ 医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により、都道府県知事から大学に対する地域枠及び地元出身者枠の設定・拡充の要請権限が創設された。

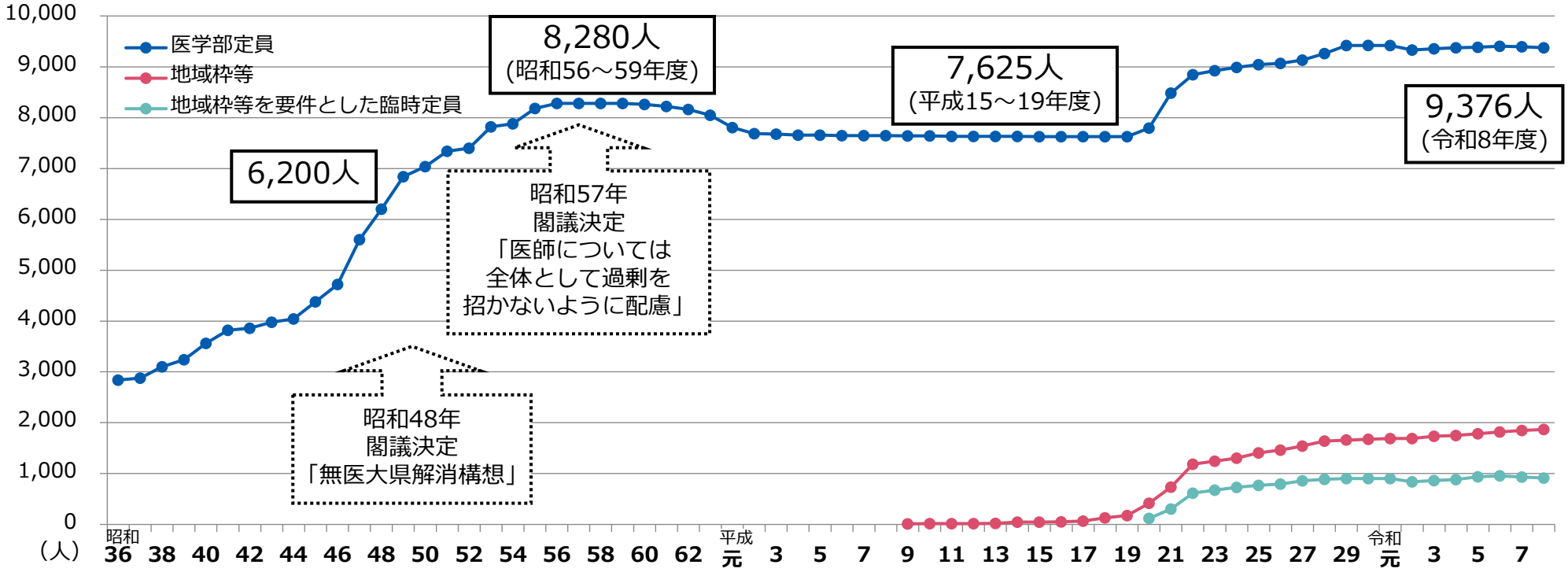
医師確保計画ガイドラインにおいて、地域枠及び地元出身者枠設定の考え方等について具体的に記載

医学部入学定員と地域枠の年次推移

○　平成20年度以降、医学部の入学定員が過去最大規模となっている。

○　医学部定員に占める地域枠等*の数・割合も、増加してきている。（平成19年度：173人 (2.3%) → 令和８年度：1,867人 (20.2%)

（＊）地域枠等：地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
医学部定員	7,625	7,793	8,486	8,846	8,923	8,991	9,041	9,069	9,134	9,262	9,420	9,419	9,420	9,330	9,357	9,374	9,384	9,403	9,393	9,376
医学部定員（自治医科大学を除く）	7,525	7,683	8,373	8,733	8,810	8,868	8,918	8,946	9,011	9,139	9,297	9,296	9,297	9,207	9,234	9,251	9,261	9,280	9,270	9,253
地域枠等以外の医学部定員	7,452	7,375	7,750	7,660	7,681	7,687	7,635	7,607	7,591	7,623	7,763	7,743	7,731	7,640	7,622	7,626	7,601	7,585	7,546	7,509
地域枠等	173	418	736	1,186	1,242	1,304	1,406	1,462	1,543	1,639	1,657	1,676	1,689	1,690	1,735	1,748	1,783	1,818	1,847	1,867
地域枠等の割合	2.3%	5.4%	8.8%	13.6%	14.1%	14.7%	15.8%	16.3%	17.1%	17.9%	17.8%	18.0%	18.2%	18.4%	18.8%	18.9%	19.3%	19.6%	19.9%	20.2%
地域枠等を要件とした臨時定員	0	118	304	617	676	731	770	794	858	886	904	903	904	840	865	885	938	955	933	912
地域枠等を要件とした臨時定員の割合	0%	1.5%	3.6%	7.1%	7.7%	8.2%	8.6%	8.9%	9.5%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.1%	9.4%	9.6%	10.1%	10.3%	10.1%	9.7%

※自治医科大学は、設立の趣旨に鑑み地域枠等からは除く。

（地域枠等及び地域枠等を要件とした臨時定員の人数について、文部科学省高等教育局医学教育課調べ）

医学部臨時定員増に係る経緯について

第15回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会
令和8年7月31日
資料1

平成18年度（2006年）からの医学部臨時定員増に係る方針

○ 以下の閣議決定等に基づき、平成20年度以降、医学部臨時定員を暫定的に増員する取組が実施されたが、平成31年までに全ての臨時定員の設置期限を迎えることとなっていた。

- **「新医師確保総合対策」**（平成18年8月31日４大臣※合意） ※４大臣：総務大臣、財務大臣、文科大臣、厚労大臣
- **「緊急医師確保対策」**（平成19年5月31日政府・与党決定）
- **「経済財政改革の基本方針2009」**（平成21年6月23日閣議決定）
- **「新成長戦略」**（平成22年6月18日閣議決定）

○ **平成30年６月15日閣議決定 「経済財政運営と改革の基本方針2018」**

2020年度、2021年度については、2019年度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持する。2022年度以降については、定期的に医師需給推計を行った上で、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。

○ **令和元年６月21日閣議決定 「経済財政運営と改革の基本方針2019」**

医師偏在指標を活用し、臨床研修や専門研修を含む医師のキャリアパスも踏まえた実効性のある地域及び診療科の医師偏在対策を推進する。2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。

○ 令和４年度（2022年度）から令和７年度（2025年度）の医学部臨時定員に係る方針

- 2022年度の医学部臨時定員については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、当初令和４年度以降の医師養成数の方針を示すこととしていた2020年４月までの間に十分な議論を行うことができなかったことから、**暫定的に2020・2021年度と同様の方法で設定する**こととした。
- 2023年度の医学部臨時定員については、**歯学部振替枠を除き2022年度と同様の方法で設定する**こととし、歯学部振替枠は廃止したうえで、地域の医師確保・診療科偏在対策に有用な範囲に限って、地域枠臨時定員として活用することとした。
- 2024・2025年度の医学部臨時定員については、臨時定員全体の必要性を十分に精査し、地域における医師の確保に必要な範囲で臨時定員の設置を認めることとした上で、**令和元年度の医学部総定員数を上限とし、前年度の枠組みを暫定的に維持**することとした。

○ **令和７年６月13日閣議決定 「経済財政運営と改革の基本方針2025」**

地域の医師確保への影響にも配慮し、医師偏在是正の取組を進め、医師需給や人口減少等の中長期的な視点に立ち、2027年度以降の医学部定員の適正化を進める。

○ **令和８年７月21日閣議決定 「経済財政運営と改革の基本方針2026」**

かかりつけ医機能の発揮や医師の地域・診療科偏在の更なる是正策、大学病院等からの医師派遣の推進を含めた総合的な医師偏在対策、**地域の実情を考慮した2028年度以降の医学部定員の削減に取り組む。**

今後の医学部定員における地域枠等の取組

○　次期医師確保計画策定ガイドラインでは、医学部定員における地域枠等の取組に関し、各都道府県の実情の分析、医師の流出・流入への対策を講じることを基本としている。

医学部定員における地域枠等の取組（医師確保計画策定ガイドラインの見直しに向けた議論の取りまとめ（一部要約））

（1）全ての都道府県が取り組むべき対策

都道府県における医師の確保等を取り巻く環境は異なることから、各都道府県の状況を次のようなデータで把握することが重要。

- 当該都道府県における臨床研修医や専攻医の採用状況と定着状況
- 地域枠等を卒業した医師の年次ごとの養成数、勤務地、主たる診療科、義務年限終了後の状況　　等

（2）各都道府県の状況に応じた対策

①　医師の流出に対する対応

（ア）地域枠等以外への取組の推進

地域枠以外の医学生への早期から地域医療への関心や定着意欲を育む取組が重要。大学独自の取組も存在する。

（イ）都道府県内の臨床研修や専門研修等の充実への支援

（ウ）恒久定員内への地域枠等の設置

必要な地域枠等は原則として恒久定員内で設置することを検討。都道府県は以下の点に留意して大学と調整することが望ましい。

- 医師派遣機能に関わる大学病院の人材プール機能等を考慮し、大学との共通認識を醸成。
- 厚生労働省の支援メニュー（地域医療介護総合確保基金、恒久定員内地域枠設置促進事業等）を活用。　等

（エ）大学と連携した都道府県内大学卒業生の動向の把握と働きかけ

大学と連携した、同窓ネットワークを活用した地域での勤務を希望する医師の掘り起こし、地域外での勤務後に地域へ復帰する往復型キャリアパスの提示、短期・非常勤といった柔軟な勤務形態を含む働き方の確保や提案等を進めることが考えられる。

各都道府県の大学医学部等を卒業した地域枠等の医師への義務年限終了後の地域への定着等を促す取組に向け、義務年限終了後の医師とのつながりの維持や勤務動向の把握を行い、地域への定着等に向けた継続的な働きかけ等を行うことが考えられる。

②　医師の流入に対する対応

（3）臨時定員地域枠の設定

以上の対応を行った上で、医師少数県や地理的条件等の事情を有する県等、さらなる確保策が必要な都道府県においては、臨時定員の活用も考慮。

恒久定員内地域枠の設置数の推移

第14回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会
令和8年4月17日
資料1

○　恒久定員内への地域枠設置は、主に医師多数県で進んでいる。

都道府県名	恒久定員合計	恒久定員内地域枠		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度
北海道	312	7	7	7
青森	106	36	36	36
岩手	94	1	1	1
宮城	161	30	30	10
秋田	102	3	2	2
山形	106	1	6	6
福島	86	1	1	1
茨城	107	4	4	4
栃木	110	0	0	0
群馬	105	0	0	3
埼玉	110	0	0	0
千葉	240	5	5	5
東京	1,402	5	5	7
神奈川	415	27	27	27
新潟	100	0	0	0
富山	100	1	1	1
石川	215	0	1	2
福井	105	0	0	0
山梨	105	15	15	15
長野	105	0	7	7
岐阜	85	3	3	3
静岡	105	0	0	0
愛知	409	0	0	0
三重	105	15	15	15

都道府県名	恒久定員合計	恒久定員内地域枠		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度
滋賀	105	6	11	11
京都	207	2	2	3
大阪	510	0	0	0
兵庫	213	3	3	3
奈良	100	0	0	3
和歌山	90	20	20	20
鳥取	85	12	12	12
島根	100	14	14	14
岡山	215	10	10	11
広島	105	5	5	5
山口	100	0	0	0
徳島	100	0	5	6
香川	100	0	0	3
愛媛	100	5	5	5
高知	100	10	10	11
福岡	430	0	0	0
佐賀	98	0	0	7
長崎	100	0	0	1
熊本	105	3	3	4
大分	100	3	3	3
宮崎	100	40	40	40
鹿児島	100	0	0	0
沖縄	105	5	5	5

※令和５年度の実績値において、地域医療対策協議会もしくは都道府県との関与の有無を整理した結果、これまでの資料と一部数値が異なる県がある。

（赤字：前年度比増）（青字：前年度比減）

・恒久定員内地域枠：恒久定員のうち、当該都道府県内で卒後一定期間従事要件があり、具体的な従事要件の設定や配置に地域医療対策協議会もしくは都道府県が関与する入学枠（一部地元出身要件あり。）
※恒久定員合計の枠数は令和７年度のものに基づく。

文部科学省高等教育局医学教育課調べ
（他県にある大学に設置している地域枠・地元出身者枠を含む。）
（この他、恒久定員内地域枠については青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県のいずれか（40名）富山県、石川県、福井県のいずれか（５名）に従事することを条件とした枠がある。大学独自枠については、富山県、石川県のいずれか（27名）、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県のいずれか（10名）、岡山県、広島県のいずれかに位置する臨床研修指定病院（24名）に従事することを条件とした枠がある。自治医科大学の恒久定員は、本表に含まない。）

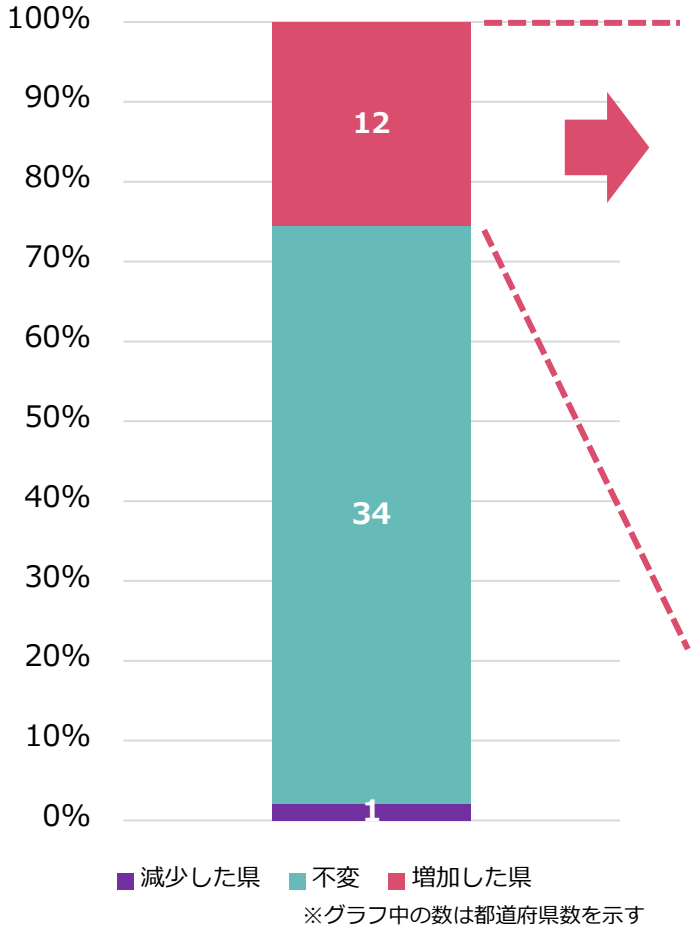
黄：医師多数県
灰：医師中程度県
青：医師少数県

※令和６年１月10日更新の医師偏在指標に基づく

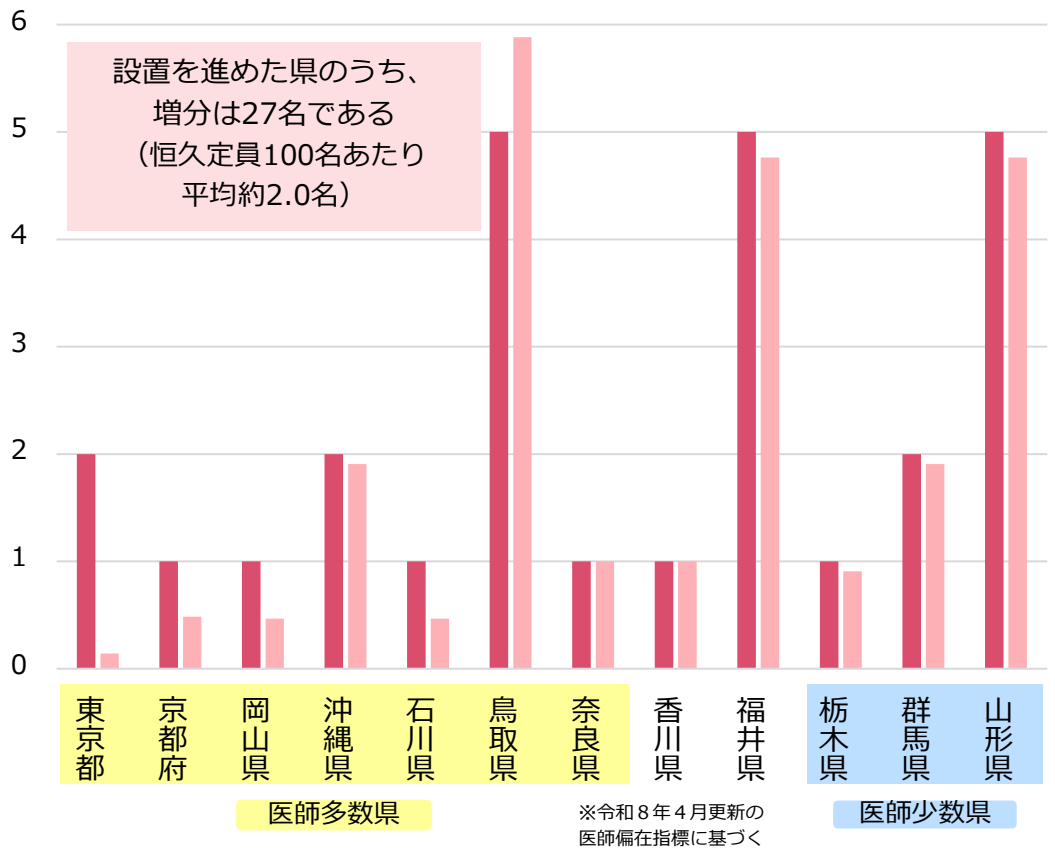
令和７→８年度における恒久定員内地域枠の変化（速報値）

○　主に医師多数県を中心に、恒久定員内への地域枠の設置が進められている。

恒久定員内地域枠の設置状況の推移



恒久定員内地域枠を増加した都道府県の内訳とその数



出典：医学部臨時定員増に関する意向調査（令和８年４月実施）　（厚生労働省医政局医事課調べ）

・恒久定員内地域枠：恒久定員のうち、当該都道府県内で卒後一定期間従事要件があり、具体的な従事要件の設定や配置に地域医療対策協議会もしくは都道府県が関与する入学枠

※他県にある大学に設置している地域枠を含む。
※以下については、本表に含まない。
・東北医科薬科大学は、複数の県のいずれかの修学資金制度に申込むことを条件としており、本表に含まない。
・自治医科大学の恒久定員は、本表に含まない。
・市町村等が修学資金を貸与している地域枠は、本表に含まない。

【恒久定員内地域枠設置に向けた取組の例】

- **資料１－２ 宮崎大学における取組について**

 ※自県に所在する大学の恒久定員に、地域枠を設置した例

- **資料１－３ 日本大学における取組について**

 ※自県以外に所在する大学の恒久定員に、地域枠を設置した例

 （いわゆる県またぎ地域枠を、恒久定員内に設置した例）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

参考資料

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

新規 大学における恒久定員内地域枠設置促進事業

医政局医事課（4142）

令和９年度要求額　2.1億円（－億円）　※（）内は前年度当初予算額　令和７年度補正予算額　2.0億円

1 事業の目的

○　地域において必要な医師を確保する必要性が一層高まる中、我が国のマクロ医師需給の均衡が見込まれ、効果的な偏在対策や、地域における医師の定着を図る取組が必要とされている。

○　本事業においては、地域枠学生を受入れ育成する大学において、都道府県の取組と連携しながら、医学部定員の恒久定員内への地域枠の設置等を含む地域への定着の取組を促進させるとともに、専門研修やそれ以降の医師のキャリアにおける地域定着の状況等を効果的に把握するための基盤整備を推進し、医師の偏在対策及び医学部定員適正化を両立しつつ、地域における質の高い医療の効果的かつ効率的な提供に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

Ⅰ．大学における医師の地域定着促進事業

（１）地域定着促進センター（仮称）の設置
以下（２）～（５）を推進するための体制を整備する。

（２）都道府県との連携強化
都道府県と連携し、恒久定員内地域枠設置の検討やキャリア形成プログラム等への協力を行う。

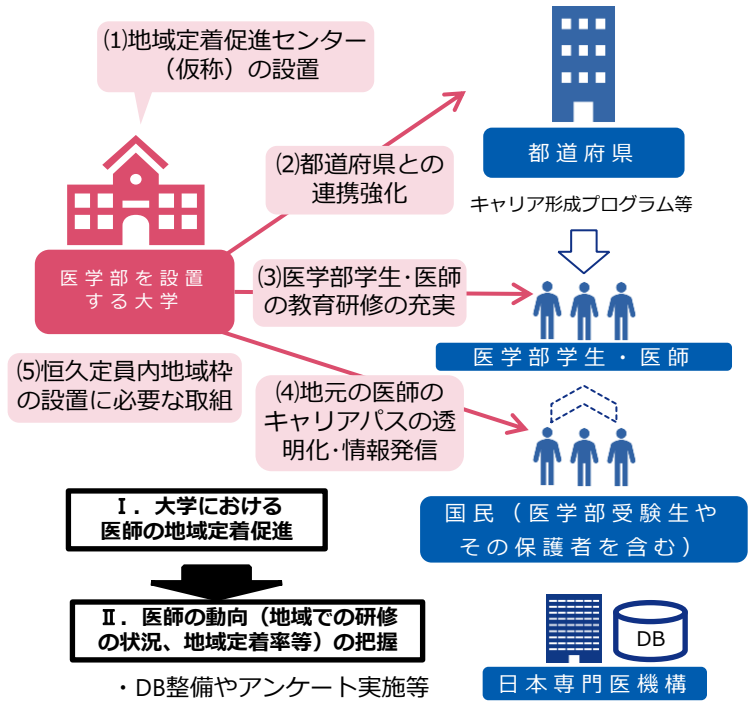
（３）医学部学生・医師の教育研修の充実
地域枠学生やその他医学部学生へのキャリア支援や教育研修の充実に係る設備投資等の補助を行う。

（４）地元の医師のキャリアパスの透明化・情報発信
医学部受験生やその保護者に対し、当該都道府県で勤務する医師のキャリアパスの理解を深める。

（５）恒久定員内地域枠の設置に必要な取組

Ⅱ．専門研修以降における医師の定着状況等の把握のための基盤整備事業

専攻医等の動向に関するDBの整備や専攻医アンケートの実施等、
偏在等の状況を適時的確に評価、必要な情報提供を実施。



3 実施主体等

○実施主体：
Ⅰ医師養成課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条の規定に基づく大学
Ⅱ一般社団法人日本専門医機構

○補助率：
Ⅰ大学：定額
Ⅱ一般社団法人日本専門医機構：１/２（国１/２、一般社団法人日本専門医機構１/２）